

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)

変更報告書 No.4

【根拠条文】

法第27条の25 第1項

【提出先】

関東財務局長

石橋産業 株式会社

代表取締役 石橋 浩



東京都目黒区下目黒又丁目23番18号

【住所又は本店所在地】(3)

平成15年9月24日

【報告義務発生日】(4)

平成15年9月29日

【提出日】

石橋産業 株式会社 1名

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

その他

【提出形態】(5)

第1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	オーベクス 株式会社
会社コード	5583
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都墨田区東平5-1-12

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者)/1】(7)

(1) 【提出者の概要】(8)

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	石橋産業
住所又は本店所在地	東京都目黒区下目黒又丁目23番18号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	昭和16年4月21日
代表者氏名	石橋 善
代表者役職	取締役社長
事業内容	建設機材及び原油、天然ガス等の仕入、販売

(4) 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	経理部 石橋 本善 文
電話番号	03-3490-6111

(2) 【保有目的】(9)

経営参加目的の為、昭和49年に株式を取得し、現在に至る。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	321,633株		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 321,633株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 321,633株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年3月31日現在)	S 15,463,116株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	2.08%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	9.84%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

金銭消費貸借契約担保 新出光 300,000 株

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第二号様式

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成15年9月24日	株券(普通株券)	10200,000株	売入	市場取引の場不明	111円

(記載上の注意)

この様式は、法第27条の25第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(4) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。

- a 報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以降、報告義務が発生した日までの間の株券等の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。ただし、平成2年12月1日より前の株券等の取得又は処分の状況については、記載することを要しない。
- b 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債券等の別を記載し、株券等に種類がある場合には、その別を記載すること。
なお、旧新株引受権証券等がある場合には、その旨を注記すること。
- c 「数量」欄には、取得し、又は処分した株券等の数量を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。
- d 「取得又は処分の別」欄には、「取得」又は「処分」のいずれかを記載すること。
- e 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。
- f 「単価」欄には、売買により株券等を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等売買以外の方法により株券等を取得し、又は処分した場合にはその旨記載すること。